

収入
印紙

年 月 日

湖南市長 あて

市 営 住 宅 入 居 請 書
(誓約書)

年 月 日に入居の決定を受けました下記住宅の使用については、公営住宅法並びに湖南市営住宅条例及び同施行規則を堅く守り、違反しないことを誓約します。

万一、市営住宅の返還の届出をせずに退去した場合、残した財産のその処分等については、市により処分されても、一切異議を申し立てません。

なお、入居者及び同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときその他入居資格を失ったときは、速やかに市営住宅を明け渡すことを誓約します。

また、入居後においても、資格審査のため、市が必要に応じて警察署その他の関係機関に照会されることに同意します。

住 宅 使 用 料	月 額 金 円(毎年、収入月額より変動)		
住 宅 の 表 示	所在地 湖南市 住宅名 市営 団地 第 号		
入 居 を 許 可 さ れ た 者	本 人 氏 名	フリガナ ㊟	
	家 族 同 居 人 の 氏 名	フリガナ 氏 名	生年月日 続柄
		フリガナ 氏 名	生年月日 続柄
		フリガナ 氏 名	生年月日 続柄
		フリガナ 氏 名	生年月日 続柄
入 居 後 連 絡 先	電 話 自宅： — — 携帯： — — 勤務先： () — —		
緊 急 連 絡 先	フリガナ 氏 名 ㊟ 年 月 日生 電 話		
	〒		
	住 所		
	勤 務 先 電 話		
入居者との続柄			

(裏)
遵 守 事 項

1. 家賃を滞納しないこと。
2. 湖南省営住宅条例（平成16年条例第181号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき収入超過者の認定を受けた場合において、当該住宅を明け渡すよう努力すること。
3. 条例第29条1項の規定に該当する場合は、割増家賃を納付すること。
4. 条例第15条第1項に規定する収入に関する申告義務を励行すること。
5. 市営住宅の転貸し、又はその使用权を譲渡しないこと。
6. 条例第27条ただし書及び条例第28条第1項ただし書の規定により、市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用するとき、又は市営住宅の模様替えをし、若しくは増築するときは、市長の承認を受けること。
7. 条例第42条の規定に基づき市営住宅の明渡しを請求されたときは、速やかに市営住宅を明け渡すこと。
8. 市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより届け出ること。
9. 入居許可日より家賃の支払義務が生じることを了承すること。
10. その他条例及び湖南省営住宅条例施行規則（平成16年規則第142号）並びにこれらに基づく指示に従うこと。